

## 市第 137 号議案 横浜市手数料条例の一部改正 消防局部分

### 1 概要

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正により高圧ガス保安法に基づく容器検査及び容器再検査に係る容器の種類が追加されるため、「横浜市手数料条例」の改正を行います。

### 2 改正内容

高圧ガスの容器検査及び容器再検査を行う容器として、水素を燃料とする自動車の容器である**圧縮水素自動車燃料装置用容器**を追加します。

※今回の改正は、容器の種類追加のみで、手数料の金額が変わるものではありません。

表 容器検査及び容器再検査に係る容器

	第 2 条第 179 号イ
改正前	繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
改正後	繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は <b>圧縮水素自動車燃料装置用容器</b>



写真 1 繊維強化プラスチック複合容器

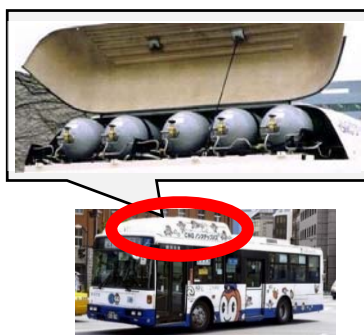


写真 2 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器

+



写真 3 圧縮水素自動車燃料装置用容器  
(改正後に追加される容器)

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日